「2020年ドバイ国際博覧会」日本館出展に係る専門家 (クリエイティブ・アドバイザー【コピーライティング分野】) の公募要領

2018年7月12日 独立行政法人日本貿易振興機構 副理事長赤星康

2020年にアラブ首長国連邦・ドバイで開催されるドバイ国際博覧会(以下、「ドバイ博」という)については、2017年4月18日付閣議了解により、幹事省を経済産業省、副幹事省を総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省、参加機関を独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)として参加することが公式表明されています。2018年2月には、本博覧会への日本館出展に向けて、出展内容のあり方等を定める「2020年ドバイ国際博覧会日本館基本計画」(以下、「日本館基本計画」という)が策定されました。

このたび、上記基本計画に沿って諸準備等を進める上で、国際博覧会に関わる高度な専門的 見地から、ジェトロに実務的な提案・意見を行う専門家チーム(クリエイティブ・アドバイザ リー・チーム:若干名を想定)を募集いたします。

本公募では、上記専門家チームのうち、ドバイ博日本館テーマ・メッセージにかかるコピーライティング分野の専門家(以下、「専門家」という)についての募集を行います。

ご関心をお持ちの方は、下記公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

「日本館基本計画」に沿って、幹事省およびジェトロが検討を行う、日本館で発信すべきテーマ・メッセージの明確化検討に参画し、実務的な助言・提案を行う。また、展示設計・施工、建築設計・施工、広報、行催事等を実施する上で、明確化されたテーマ・メッセージについて日本館全体を通じて表現するための実務的な助言・提案を行う。

2. 委託業務内容

- (1) 日本館で発信すべきテーマ・メッセージの明確化に関する実務的な助言・提案
- (2) 検討した日本館テーマ・メッセージについて展示設計・施工、建築設計・施工、広報、 行催事等で表現する際の実務的な助言・提案
- (3) 幹事省、ジェトロ、関連業務委託事業者等の関係者との協議(定期的に開催される会合への出席を含む)をはじめとする、事業目的達成に関わるその他業務

3. 募集人数

クリエイティブ・アドバイザリー・チームとして若干名を予定しているところ、本公募では1 名を募集する。

4. 応募条件

- (1) 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- (3) 応募者に所属先がある場合は、所属先の了解が得られていること。
- (4) 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。

5. 応募方法及び選考

- (1) 公募期間:2018年7月12日(木)~2018年7月27日(金)12時00分
- (2) 質問の受付:2018年7月12日(木)~2018年7月19日(木)17時00 分までに、下記「12. 問い合わせ先」までEメールにて連絡を行うこと。
- (3) 質問の回答期限:2018年7月23日(月)17時00分
- ※応募にご関心のある方は、下記「12.問い合わせ先」までEメールにてご連絡ください。 質問があった場合、ご連絡いただいた方全者宛てに回答します。

(4) 選考手順

- ① 応募書類に記入の上、2018年7月27日(金) 12時00分までにEメールで提出(郵送の場合は同日時必着のこと)。
- ② 第一次選考 (書類審査) の後、第二次選考 (面接) を経て採否を決定 (7月31日 (火) (予備日:8月1日 (水)) にジェトロ本部 (東京) にて実施予定。1応募者あたり 20~30分程度。なお面接にかかわる交通費は支給しない)。書類審査を通過した者 (4.応募条件を満たしている者) にのみ、7月27日 (金) 17時00分までに、面接日程を個別に連絡する。
- ③下記(5)選考基準に基づき最も高い点数の応募者を採択する。
- ④ 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表する(個人名は除く)。提出書類は返却しない。

(5) 選考基準

- ① コピーライティング分野にかかる経験・実績および専門的知見。
- ② 海外の展示会等イベントや海外プロジェクト実施にかかる専門知識、経験・実績(過去に関与した展示会等イベント、海外プロジェクトへの関与の内容等)。
- ③ 日本館基本計画に定める、「日本館で発信すべきメッセージ」(※)を踏まえた出展に向けたテーマ明確化の提案と、その提案内容に関連する業務実績や専門的知見。
- ④ 万博という場において、ドバイ博公社主催者が「Connecting Minds, Creating the Future」というテーマを掲げているところ、「つながり」を発信するための方策・方向性の提案内容。

以下の評価指標により、①~④の各項目の評価を行う(各 5 点、計 20 点満点)。各審査 員の合計点数が最も高い応募者を専門家として採択する。

<評価指標>

5点:選考基準を十分満たしている4点:選考基準を概ね満たしている

3点:多少の懸念箇所はあるが、業務の遂行上問題ない

2点:懸念箇所あり

1点:業務の遂行上、大きな支障がある

(※)世界のハブを目指すドバイにおいて、"Connect"をキーワードに、日本独自の精神性、技術、文化等を素材とし、日本の力が切り拓く未来社会の可能性を国際社会に対して発信していく。

詳細及び背景等は「日本館基本計画」を参照のこと。

http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180205002/20180205002.html

6. 契約期間

契約締結日~2021年4月10日(土) ※ドバイ博会期終了日まで

7. 契約形態

ジェトロと本人(又は所属企業・団体等)が業務委託契約書を締結する業務委託方式

8. 委託費および旅費等の経費支払

- (1) 委託費
 - ①委託費は1時間あたり17,680円(15分あたり4,420円)(消費税及び地方 消費税抜/業務に係る交通費等の諸経費を含む)。想定する実労働時間は2018年度は 月6回程度、2019年度以降は月4回程度(1回あたり3時間程度)。
 - ②毎月、月次業務報告書の提出を受けて、実労働時間に対して上記①の委託費(15分未満は切り捨て)で支払う(移動時間は加算されない)。
 - ③契約期間中、各年度において下記の実働時間を超えないこと。なお、下記の時間分の支 払いを保証するものではない。

2018年度 150時間

2019年度 150時間

2020年度 150時間

2021年度 6時間

(合計 456時間)

(2) 海外派遣の謝金

ジェトロが海外派遣を必要と認めた場合、海外派遣期間(本邦出発日から本邦帰着日まで) は、ジェトロの規程に基づき、謝金を支給する。なお、海外派遣期間は上記(1)の委託 費は支払わない。

(3) 国内出張旅費・海外派遣費等

ジェトロが国内出張及び海外派遣を必要と認めた場合、ジェトロの規程に基づき出張旅費 (交通費、日当・宿泊料等)及び出張地(海外派遣の場合、本邦・当該国間)の往復航空 券(現物)を支給する。

9. 報告書の提出

- (1) 「月次業務報告書」を、所定のフォームに従い、当該月の翌月10日(休日の場合は翌営業日)までにジェトロへ報告する。ただし、2019年3月分は同3月29日(金)、2020年3月分は同3月27日(金)、2021年4月分は同4月10日(土)、までに提出する。
- (2) 年度毎に、「業務完了報告書」を提出する。提出期限は上記(1)の各年度最終月分と 同日とする。

10. その他特記事項

- (1) ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守し業務を遂行する。
- (2) 本業務の履行にあたり知り得た情報について、本業務の履行の目的以外に使用してはならない。また、ジェトロの許可を得ることなく第三者に漏洩もしくは公表してはならない。
- (3) 事業のすべてもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じる。
- (4) 当該業務報告書の知的所有権及び事業成果はジェトロに帰属する。
- (5) 本契約は2019年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は解除をすることがあり得る。
- (6) 競争の公平性確保のため、本業務受託者(受託者の所属する法人を含む)は、本業務 に係る業務委託契約締結後に「2020年ドバイ国際博覧会」日本館にかかる各種実施業 務入札及び公募への応札応募を不可とする。

11. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および業務委託に係る諸手続きのために利用します。

12. 問い合わせ先・書類提出先 (担当部課)

ジェトロ 展示事業部 国際博覧会課 (担当:水野、山田)

〒107-6006 港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail: FAQ@jetro.go.jp

※電話、FAX での問い合わせはお受けしませんので何卒ご了承ください。

以上

< 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、 ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先
 - 次のいずれにも該当する契約先
- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職 していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること (当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)
- ※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。 また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)